

## 《保険の適用と給付の内容》

- ① センターから提供された仕事で従事中にあった被害。(ただし自宅での作業中の傷害は除く)
- ② 仕事に従事するために指定された場所と自宅との往復途上で遭った交通傷害。
- ③ センターが主催する事業や講習会(仕事に関する知識、技能を目的としたもの)と総会等に参加中及びその場所と自宅との往復途上で遭った交通傷害。

### (1) 傷害保険の給付

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で死亡した場合。
2 後遺傷害保険金	死亡保険金の3%~100%	事故日より180日以内で、その怪我が原因で後遺傷害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当り)	3,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき入院した場合。 ただし、180日を限度とします。
3-1 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合。(所定倍率は10倍、20倍または40倍) ただし、180日以内の手術1回に限ります。
4 通院保険金 (1日当り)	2,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき通院した場合。 ただし、90日を限度とします。

(注) 病院等の治療(薬代含む)は、会員加入の健康保険証を使用してください。

### (2) 賠償責任保険

会員が就業した仕事で発生した事故により、他人の身体を害したり財物を棄損・破損したことにより、センターが法律上の賠償責任を負担することによって損害を補填するものです。保険料はセンターが支払います。

ただし、自動車、バイク等による交通事故は除外されます。

## 《雇用による就業》

会員が企業の社員などと共同して同じ仕事を行う場合は、職業紹介事業、シルバー労働者派遣事業により働くことができます。

この様な就業には、労働災害保険が適用されます。